

議案第 1 2 2 号

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
報の提供に関する条例の一部改正について

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

市役所のデジタル化に向けた基盤整備及びセキュリティ強化を目的として、市職員が利用する職員用の端末において、個人番号カード
を利用した本人確認事務を開始することに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年京丹後市条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例
第1条中「第9条第2項に基づく個人番号の利用」の次に「、法第18条に基づく個人番号カードの利用」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人番号カード 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

第3条中「利用」の次に「、個人番号カードの利用」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの利用）

第4条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、市の職員が職務に従事する際の本人確認の事務であって規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例(平成27年京丹後市条例第60号)新旧対照表

現行	改正案
<u>京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u> 平成27年12月22日 条例第60号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用_____及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) <u>(2)～(4)</u> (略) (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用_____及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲) 第4条 (略)	<u>京丹後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用に関する条例</u> 平成27年12月22日 条例第60号 (趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用、<u>法第18条に基づく個人番号カードの利用</u>及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) <u>(2) 個人番号カード</u> 法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。 <u>(3)～(5)</u> (略) (市の責務) 第3条 市は、個人番号の利用、<u>個人番号カードの利用</u>及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲) 第4条 (略) <u>(個人番号カードの利用)</u>

現行	改正案
第5条・第6条 （略） 別表第1～別表第3 （略）	<u>第4条の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第18条第2項第2号の条例で定める事務は、市の職員が職務に従事する際の本人確認の事務であって規則で定めるものとする。</u> 第5条・第6条 （略） 別表第1～別表第3 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>